

パブリックコメントで寄せられた意見に対する回答

寄せられた意見	回答
遺骨は、(集約するのではなく)地域や集落へ返還し、原状復帰すべきである。これに要する費用は大学が責任をもって負担すべきである。	本報告書5P(1)①において、先住民の権利に関する国連宣言で示された権利を尊重すると明記してあります。なお原状回復に関する大学の費用負担については、本ラウンドテーブルが意見を述べることは適切ではないと考えます。
遺族がわかる遺骨は遺族へ返還されるべきである。	本ラウンドテーブルにおいて議論の対象となっておらず、意見を述べることは適切ではないと考えます。なおすでに文部科学省が「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」を定めています。返還手続の詳細については保管している各大学のホームページに掲載されている通りです。 ( <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/ainu/1377181.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/ainu/1377181.htm</a> )
遺骨を返還するにあたり、個人の特定は不要であり、遺骨についてDNA鑑定を実施することに反対する。	本ラウンドテーブルにおいて議論の対象となっておらず、意見を述べることは適切ではないと考えます。なお文部科学省において設置された「大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続き等に関する検討会」が審議しており、「個体特定(遺骨の一体化)に係る基本的な考え方」が平成29年3月23日に示されています。 ( <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/043/gaiyou/1383614.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/043/gaiyou/1383614.htm</a> )
遺骨はまず返還されるべきであるが、発掘地が定かではない遺骨に関しては白老への集約に賛成である。	本ラウンドテーブルにおいて議論の対象となっておらず、意見を述べることは適切ではないと考えます。なお国のアイヌ政策推進会議において、「地域のアイヌ関係団体へ返還する」方針が示されております。 ( <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai5/siryu1-3.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai5/siryu1-3.pdf</a> )
慰霊施設は慰霊のための施設であり、研究を行うべきではない。	白老に建設される予定の慰霊施設は慰霊のために施設であると認識しています。本報告書では慰霊施設における遺骨を利用した研究を想定した議論は行っておりません。なお国のアイヌ政策推進会議において、「慰霊施設の中に調査・研究を行う施設は整備しないこと」とされております。 ( <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai8/siryu2.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai8/siryu2.pdf</a> )
許可なく遺骨が発掘され、研究(含む遺伝子研究)に使用されていたり、保管されたりしていたようなこれまでの行為は研究倫理の観点から問題である。	本報告書案においても、「過去の研究目的の遺骨と副葬品の収集である。遺骨と副葬品の収集に際して、経緯について不明確のものや、アイヌへの趣旨の十分な事前説明と発掘行為への同意取得がなされず、今日の研究倫理の観点からのみならず発掘当時でも盗掘との判断を免れ得ないような記録が残されている」、「さらに発掘後の遺骨と副葬品の保管状況については、人の死と関わる深淵かつ繊細な問題である点が十分に配慮されず、必ずしも誠意ある対応がなされてこなかった。このことについて研究者は深く反省し、今日社会的に批判される状況にあることをしっかりと受けとめるべきである。」と過去の研究に問題があったことを認めている通りです。
研究倫理の観点から、盗んだ遺骨で研究することは反対である。	本報告書(案)においても、原則として研究対象に含めないことを明記しています。
この報告書は研究側の視点に偏り、研究の可能性を追求することに重きが置かれすぎているのではないか。	本報告書をまとめる目的は、現在、そして、未来に通ずる研究倫理、生命倫理の観点から、学協会として、アイヌ研究の方向性を考えていくための指針を定めることにあります。
研究の推進に当たり、現代において求められる研究倫理に則るとともに、遺族やコミュニティからの同意が必要である(改めて個別の同意を取得すべき。インフォームドコンセントも重要となる)。	現在においては、人に関わるあらゆる研究の推進に際して研究倫理に則るとともに、関係者からの同意の取得が必要とされています。具体的な関係者や地域からの同意取得の詳細については、今後の検討課題と考えております。
研究者とアイヌの信頼関係を構築する必要がある。	ラウンドテーブルにおいても重要な点として報告書(案)に「3.アイヌの遺骨と副葬品に係る研究の基本的な考え方」のうち(1)~(2)において「二つの学協会は、このような取り組みを通じて、学術界とアイヌのお互いの信頼関係の構築に努力する。」と明記しました。
過去及び今後の研究成果を還元するために報告をする必要がある(得られた知見を国内、海外へ発信してほしい)。	「3.アイヌの遺骨と副葬品に係る研究の基本的な考え方」のうち「(1)~(3)透明性のある研究の実施」にあるように研究成果の公開と社会への発信は研究者の義務であると考えております。

寄せられた意見	回答
<p>これまでの学史に含まれていた問題について、少なくとも所蔵機関の職員全体に周知を徹底する方策を示すべきである。</p>	<p>遺骨を所蔵している機関については、設立目的、組織構成、規模、在職中の関連領域の研究者の有無など多様な状況にあり、一律の対応を求めることは困難だと考えます。遺骨の集約について各機関に協力を求める上で、本報告書の趣旨が活かされると考えます。</p>
<p>遺骨の発掘は盗掘である。</p>	<p>周知のようにダム建設や道路建設などの開発行為に伴い埋蔵文化財法に基づいて行われる大規模な埋蔵文化財調査に伴う発掘では、未知の埋葬地や単独の墓が見つかる場合がある。そのため遺骨の発掘自体を据えて盗掘であると認定はできないと考えます。</p>
<p>遺骨を奪われたアイヌの痛みを真摯に受け止め、盗掘を行ったことへの謝罪、自己批判、補償を行うべきである。</p>	<p>今日の学术界、研究者は盗掘を行った主体ではありませんが、現在に至るまでの対応に問題があったことを認め、その反省と今後行うべき努力についてとりまとめを行い、その結果を報告書に記しています。謝罪と補償については、ラウンドテーブルにおいて対応することはできません。謝罪については、求める意見があったことをそれぞれの学会へ報告いたします。</p>
<p>報告書P1:背景記述が抽象的過ぎるため、収集された遺骨及び副葬品の経緯を明らかにするべきである。リストを掲げるなど具体的な内容、データが必要ではないか。</p>	<p>本報告書の趣旨は、これからの研究のあり方を提言するものである。過去の収集経緯についての整理は大切であるが、現状では学会として検証・報告を行っておらず、ラウンドテーブルでは、それらの情報について逐次検討ができておりません。</p>
<p>報告書P2:「アイヌから見て」は不要である(アイヌに限らず誰が見ても不適切)。</p>	<p>本報告書は、研究者集団である2つの学会とアイヌ関係者として北海道アイヌ協会から参加した委員による議論の上で書かれたものです。2頁に記載された趣旨は、過去の研究行為において、アイヌの立場に立った見方、価値観がなかったことを反省する意図から書かれたものです。研究者から見て従来通りの扱いであっても、人の死や人の遺体との現代的な関係なアイヌ独自の理解の仕方があることを研究者側に対して語った文であり、この文脈ではやはり「アイヌから見て」という文は必要であると考えます。</p>
<p>報告書P2:「これらの所蔵資料については……少なくない。」とあるが、具体的なデータが必要である。</p>	<p>本報告書の趣旨は、これからの研究のあり方を提言するものである。過去の収集経緯についての整理は大切であるが、現状では学会として検証・報告を行っておらず、ラウンドテーブルでは、それらの情報について逐次検討ができておりません。</p>
<p>報告書P3:「研究の本旨は……先住性を確認するため」とあるが、人類学・考古学的見地からの確認を待つまでもなく、アイヌの先住性(植民地化を被った現地住民であること)は明白であるため記述は不要。</p>	<p>「研究の本旨は心理の追求である。先住民族であるアイヌにとつては、アイヌを含む社会」と修正しました。</p>
<p>報告書P3:「遺骨の収集経緯や当時の研究動向を学史的に説明する義務がある」との記載のもと、人類学会及び考古学会に作業を実行する担当部会を設けるべきである。</p>	<p>担当部会の設置を求める意見があったことをそれぞれの学会へ報告いたします。</p>
<p>報告書P3:遺骨とそれに伴う副葬品について、アイヌの間で返還を求める動きがあると見受けられたため、今後の課題として具体的に検討する対象として含めるとよい。</p>	<p>遺骨やそれに伴う副葬品の返還については、国のアイヌ政策会議で議論されています。本ラウンドテーブルにおいて議論の対象となっておらず、意見を述べることは適切ではないと考えます。</p>
<p>報告書P4:「認めざるを得ない」は洪々認めると受け止められるため、「一部の研究はアイヌへの社会的偏見を助長した」とすべきである。</p>	<p>指摘の通りに「一部の研究はアイヌへの社会的偏見を助長した」と修正しました。</p>
<p>報告書P4:「人類学において…研究が進んだ」の記述は、人類学がアイヌの先住民性を証明したという誤った印象を与えるため削除すべきである。</p>	<p>「人類学においては先住民族としてのアイヌの歴史、例えば縄文時代人、オホーツク文化人との関係などの研究が進んだ」と修正しました。</p>
<p>報告書P4:「学術資料としての価値」とは、被害者としては二次的な問題であり、収集後の情報管理のずさんさが、現在、遺骨・副葬品の返還の障害となっていることを記載するべきである。</p>	<p>指摘された箇所は、学術面から見た場合の問題点を指摘している部分です。収集後の情報管理のずさんさの問題については、別に指摘した通りです。</p>
<p>報告書P2・4:遺骨等の収集経緯を明らかにすべきとあるが、具体的な取り組みの記載がない。世界各地の博物館にも副葬品はあるはずなので、経緯不明な資料について具体的な対応が必要。</p>	<p>過去の収集経緯についての整理は大切ですが、調査収集された時期から考えて解明には困難が伴います。海外にあるアイヌ遺骨等については、報告書(案)においても検討事項として記載した通りです。</p>

寄せられた意見	回答
<p>報告書P5:「インフォームドコンセントの実施」とは、誰が誰にどのように実施するのかについて具体的でない。説明・情報発信の場がネットなどに限定されているのは、本来伝えるべき人に伝わらない。また、文言のわかりやすさも重要である。</p>	<p>本報告書(案)で指摘した点は、現状ではインフォームドコンセントを実施する枠組みも基準もないことです。報告書案で提案している研究倫理委員会で内容を決めていくこととなります。インフォームドコンセントの対象やその手法についても、今後の検討課題と考えております。</p>
<p>報告書P5:「アイヌ」は誰を指すのか具体的でない(個人か、団体か、既存の団体か)。</p>	<p>本ラウンドテーブルでは議論の場に北海道アイヌ協会が委員を出し、参加していますが、報告書(案)で触れているアイヌは、特定の団体や個人に限ったものではありません。幅広くアイヌというアイデンティティをもつ人々と問題を共有できる仕組みを作っていきたいと考えています。</p>
<p>報告書P5:②について修正の上、再度パブリックコメントを実施すべきである。</p>	<p>本報告書(案)の作成スケジュール的にパブリックコメントを再度実施することが不可能です。</p>
<p>報告書P5:「アイヌの承諾」は誰がどのように実施するのか具体的でない。アイヌであれば誰の同意でも研究ができると解釈が可能。</p>	<p>具体的な詳細については、今後の検討課題と考えております。</p>
<p>報告書P5:アイヌの同意が不可欠とされているが、同意・許諾をする主体は遺族や遺骨が収集された各地域のアイヌであると明記するべきであり、それ以外の同意に意味はない。</p>	<p>現在アイヌの人が住んでいない地域から収集された遺骨もあります。具体的な手続きについては今後の検討課題と考えております。</p>
<p>報告書P5・6:「中立的な組織による事前審査を受ける必要がある。」は、もし研究利用の可否を最終的に判断するための組織と想定されているのであれば、国連宣言の趣旨に反する(利用の可否判断はアイヌにある)。先住民以外が含まれる協議体での議論では、利用者側が有利になる可能性がある。</p>	<p>中立性をどのように担保するかは今後議論する課題です。基本的には利益相反の視点に立ち人類学、考古学の専門知識を持った人間でも研究優先に偏った判断とならないように配慮いたします。</p>
<p>報告書P6・7:①～④の確認のためにはすべての遺骨について由来などの調査が必要である(誰が行うのかも問題)。</p>	<p>調査収集された時期から考えて解明には困難が伴います。倫理委員会、あるいはそれを作るための議論の中で、この問題提起についても議論していきたいと思っております。</p>
<p>報告書P7:「なお…残される」までを削除(研究倫理の観点から認められない)。「また象徴空間に…必要である」までを削除。</p>	<p>④は明らかに倫理的問題に触れる資料の他にも様々な性質の資料を包括しているため、個々の事例について個別に検討する必要があると考えます。</p>
<p>報告書P7:(4)中立な委員会の中立はどのように確保されるのか。審査を受けるのは原則ではなく絶対であり、結論は遵守されなければ委員会を設置する意味がない。</p>	<p>中立性をどのように担保するかは今後議論する課題です。基本的には利益相反の視点に立ち人類学、考古学の専門知識を持った人間でも研究優先に偏った判断とならないように配慮いたします。</p>
<p>報告書P7:「研究倫理検討委員会」「設置準備委員会」の委員の選出は学会内で民主的に行われるべきである。</p>	<p>良識に従い、各学会で判断される事項であると考えます。</p>
<p>報告書P7:研究が行われる時点から100年ではなく、埋葬から100年とするべきである。</p>	<p>埋葬された遺体と肉親との関係は時間とともに経過していきます。ここで議論しているのは、どのくらい過去に遡って埋葬された遺体の研究利用を制限するかという点にあります。研究が行われる時点から100年以内に埋葬されたものを研究対象から外すということですから、現時点からみて3世代以内の埋葬遺体は研究対象から外れるということになります。</p>
<p>報告書P7:「象徴空間」の説明や参考情報も提示されていない。遺骨や副葬品が象徴空間にまとめて収容されるという前提ならば、国連宣言の趣旨とは必ずしも一致しない。なるべく近い方に返還されるべきである。</p>	<p>本ラウンドテーブルにおいて議論の対象となっておらず、意見を述べることは適切ではないと考えます。なお、国のアイヌ政策推進会議において、「民族共生象徴空間基本構想(改訂版)」がまとめられています。 (<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainuishin/pdf/kousou20160726.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainuishin/pdf/kousou20160726.pdf</a>)</p>
<p>報告書P9:(4)(5)は別の問題である。</p>	<p>北海道の現状を踏まえると、ここで議論している過去に調査された遺骨や副葬品のみではなく、現在でも江戸時代や中世に遡るアイヌ文化期の埋葬事例が発見されています。しかしながらそれらの出土人骨を取り扱う基礎的な知識と技能(研究倫理の知識を含めて)を有する人材が北海道や市町村にいないという現状があります。過去に生じた問題を繰り返さないためにも、問題を所在を教育の一環として周知し、適切に取り扱う人材の育成は不可欠であると考えます。</p>

寄せられた意見	回答
アイヌ自身がアイヌ代表足り得る組織等を作り、意見を集約し適切な判断を下せるようになるまで、遺骨・副葬品の研究禁止と修正してほしい。	本ラウンドテーブルにおいて議論の対象となっておらず、意見を述べることは適切ではないと考えます。
研究の実施にあたり先住民の権利・尊厳を尊重するとあるためその主体について明記すべき。(問題の当事者は研究者のみではなく、この件に関する倫理的な問題は研究利用を希望する者だけが了解していれば良いというものではない)。	本ラウンドテーブルでは議論の場に北海道アイヌ協会が委員を出し、参加していますが、報告書案で触れているアイヌは、特定の団体や個人に限ったものではありません。幅広くアイヌというアイデンティティをもつ人々と問題を共有できる仕組みを作っていきたいと考えてます。
アイヌの代表はアイヌ協会ではなく、広範囲のアイヌの意見を反映すべきである(道外アイヌも考慮すべきである)	研究倫理を検討する組織を立ち上げる際には、北海道外や北海道アイヌ協会の会員ではないアイヌからも委員を組み込む必要があると考えています。
アイヌの方の中でも議論を行い、意見を出していくべきである	提言を具体化させる議論の中で、幅広いアイヌの意見を反映させられる仕組みを検討していきたいと思います。
「先住民族の権利」という観点から見れば、遺伝研究を行うか否かも含め、決定権はアイヌ民族にあるはずである。遺骨や服装品の再埋葬の在り方についてもアイヌに任せるべきである。	再埋葬については、ラウンドテーブルにおいて議論してきておりません。提言を具体化させる議論の中で、検討していきたいと思います。
アイヌ先住民研究が日本における人類学的な研究として発展し、同時にアイヌの権利も認められることは、先住民族の人権を認める国際的な流れにも合致する。	報告書(案)も同様の視点から取りまとめております。
研究結果の既報データは今後も利用・引用してよいのか。過去の生体計測データの扱いについて、残されたプロトコールや文献からの利用となるが、どこまで認められるか。	少なくとも出版された情報については、その出版物が(学術誌であれば)掲載取り消しにならない限り引用することは科学界の慣例として認められていると認識しています。それ以外の情報については、情報の性質ごとに、今後検討をしていく必要があると考えます。
天皇陵の発掘がされないのは民族差別である	本ラウンドテーブルにおいて議論の対象となっておらず、意見を述べることは適切ではないと考えます。
一体化作業のための人的資金基盤は確保されているのか	本ラウンドテーブルにおいて議論の対象となっておらず、意見を述べることは適切ではないと考えます。
ご遺骨という文化財としてはきわめて特殊な存在については、高度な倫理観と正確な知識を持って扱われるべきであり、報告書にある人類学資料を取り扱う専門家の確保や人材育成は欠かせない。象徴空間は少数民族の慰霊施設として誇れる存在になるだろう。	人の遺体の取り扱いについては、ご指摘の通り「高度な倫理感と正確な知識を持って扱われるべきであると考えます。重要な指摘であると考えます。
「(5)人類学資料を扱う人材の育成について」に、人類学、考古学の技術の習得だけでなく、過去の反省すべき歴史的事実、過去と現在における植民地主義を学び、人権、先住民族の権利、研究倫理。何のための研究なのかをしっかりと考えられる人材育成が必要不可欠であることを記載してほしい。	「なお出土する遺骨や副葬品は、人の死と関わる深淵かつ繊細な問題である。このことを十分に認識した人材を育成することが求められる。」と加筆しました。
誰のものか特定できないというが、例えばジャングルに眠る戦死者の遺骨が具体的に誰の者か分かるのだろうか。分からなくともそれを集め故国の「土」に還しているのだから、大学がそれを私物化し、資料として玩んでいるわけではないだろう。	海外戦没者遺骨収集と過去に行われたアイヌ遺骨収集とは異なる性質を持つと考えますが、大学研究機関に保管されているアイヌ遺骨等については、本来の場所への返還を可能にするための努力と検討が国や管理する大学等で進められているところであると理解しています。
アイヌの骨が欲しければ、学問のため自分の肉体を使ってくれと希望する人のものを使えばいい。生前、人間として、友人として交際した人がたつとと学問に捧げた骨なら、よもや非人道的扱いはできないだろう。それ以外のものは土に還し、多額の費用を費やしても慰霊したいようなので、毎年それぞれの場所で盛大なイヤレ、イチャルバ、シンヌラッパをしてあげたらいいのだ。和人としての誠意を見せてほしい。	本ラウンドテーブルにおいて議論の対象となっておらず、意見を述べることは適切ではないと考えます。
遺骨や副葬品は、まずは徹底した返還と慰霊にふさわしい鄭重な収蔵方法が望まれる。展示や研究についてはまずそれができてからである。これまで文科省を中心とした関係者の努力により相当数のアイヌ人骨が返還されることになったと聞いているが、まだ漏れがあるかもしれないため、海外に流出しているものも含めて今後も継続的に行っていく必要がある。おそらく、返還に伴う業務は慰霊施設・博物館ができた後でもそれらが存在する限り、永久に続くものと思われる。	国内の大学や博物館施設に保管されているアイヌ遺骨の集約については、国が主体となり取り組んでいます。今後の集約についての詳細については、収蔵の方法や作業工程についてはラウンドテーブルには示されておりませんので検討の対象に含めておりません。海外に流出した遺骨については、研究者の協力がなければ情報を集めることが難しいと考え、報告書にこの点を記載しています。